

プール学院大学大学院試験及び成績評価に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院学則第25条第2項及び第26条第3項の規定に基づき、試験及び成績評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 成績評価

(成績評価)

第2条 授業科目の成績評価は試験等によって総合的に行い、100点を満点とし、60点以上を合格点とする。合格点は、S(100～90)、A(89～80)、B(79～70)、C(69～60)の4段階にわけらる。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が特に認める科目においては、P(合格)または、F(不合格)をもって評価することができる。
- 3 出席回数が全授業回数原則として3分の2に満たない者は、不合格(0点)とする。

第3章 期末試験

(日時、時間割)

第3条 期末試験は学期の最終授業週の翌週に行うことを原則とするが、その日時、時間割はその都度発表する。

(諸注意)

第4条 受験に関する諸注意は、その都度定める。

第4章 追試験

(対象者)

第5条 追試験は次の各号の理由によって、期末試験を受けることができない者を対象とする。ただし、原則として学生はその理由を該当の試験前に事務室・教務課に届け出なければならない。

- (1) 病気の場合
 - (2) 忌引の場合 *忌引の日数についての詳細は別途定める
 - (3) 就職試験と重なり、やむを得ない場合
 - (4) 教育実習
 - (5) 交通機関事故の場合
 - (6) 災害などに遭遇したとき
- 2 上記以外の理由によっても、研究科委員会が承認するならば受験できる。

(受験手続)

第6条 追試験受験希望者は、指定の期間に所定の追試験受験願書に必要書類(教務課が指定する期末試験の欠席理由を証明する書類を含む)を添付して事務室・教務課に提出しなければならない。

(追試験料)

第7条 追試験料は無料とする。

(試験方法)

第8条 追試験方法は、科目担当者が決定する。

(成績評価)

第9条 追試験の点数は原則として得点の90%とした上で、総合的に成績を評価するものとする。

(日時，時間割)

第10条 追試験の日時，時間割その他の連絡事項はその都度発表する。

(受験資格)

第11条 正当な理由なくして期末試験を受けなかった場合は、追試験受験資格はないものとする。

第5章 不正行為

(不正行為)

第12条 試験における不正行為とは次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 代人による受験
 - (2) カンニングペーパー等の使用，他の受験者の答案等を見る等の行為
 - (3) 使用が許可された参考書等の貸借
 - (4) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品の使用
 - (5) 言語・動作・電子機器等による連絡行為
 - (6) その他試験監督者が不正行為と認めたとき
- 2 試験中に不正行為を行った学生は、不正行為の事実確認の上、当該科目を失格とし、その氏名を公示する。

第6章 レポート

(レポート)

第13条 レポートに関する規定は、期末試験及び再試験に関する規定に準ずる。

- 2 レポートは授業担当教員に提出しなければならない。
- 3 レポートにおける剽窃は不正行為とみなし、前条第2項を適用する。

第7章 雑則

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は研究科委員会の議を経て、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2005（平成17）年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、2005（平成17）年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項については、2009（平成21）年度以前の入学者には、旧規定を適用する。

附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項については、2012（平成24）年度以前の入学者には、旧規程を適用する。

附 則

この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。